

防災局の業務に関する方向性・論点について

令和 8 年 10 月 8 日
内閣官房 防災庁設置準備室

背景

趣 旨

防災に関する施策を円滑かつ迅速に推進するため、防災に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする防災庁を設置することとし、その所掌事務 及び組織に関する事項を定める。また、防災庁設置法の施行に伴い、災害対策基本法において災害の復旧及び災害からの復興を推進するための本部の設置に関する規定を追加するほか、関係法律の規定の整備等を行う。

概 要

①防災庁設置法

1. 内閣に防災庁を設置（第2条）

2. 防災庁の所掌事務

(1) 内閣補助手務（内閣の重要政策に関する事務：第4条第1項）

- ・ 防災の施策に関する基本的な方針及び計画、大規模な災害への対処に関する企画立案・総合調整、関係行政機関が講ずる施策の実施の推進 等

(2) 分担管理事務（自ら実施する事務：第4条第2項）

- ・ 中央防災会議、災害対策本部等の防災に関する組織の設置及び運営
- ・ 国・地方公共団体・民間事業者等が防災計画等に基づき実施する事前防災の推進
- ・ 被災者や被災自治体の支援
- ・ 千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震等への対策 等

3. 防災庁の組織

- (1) 防災庁の長及び主任の大臣を内閣総理大臣とし、防災庁の事務を統括する防災大臣を置く。内閣補助手務を遂行するため、**防災大臣に、関係行政機関の長に対する勧告権を付与し、当該勧告権に基づく勧告を受けた際の関係行政機関の長における尊重義務を規定**する。（第6条～第8条）
- (2) 副大臣及び大臣政務官一人に加え、防災庁の庁務を整理し、各部局等の事務を監督する事務次官一人を置く。（第9条、第10条、第12条）
- (3) 防災に関する重要事項等を審議するとともに、重要政策等を推進する**中央防災会議を内閣府から防災庁に移管**する。（第14条）
- (4) 研修及び研究を行う文教研修施設（防災大学校（仮称））を置くことを可能とする。（第15条）
- (5) 地方機関として防災局を置く。（第16条）

②防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

1. 災害対策基本法の一部改正

- (1) 科学的なリスク評価に基づく事前防災、被災者の良好な生活環境の確保を災害対策の基本理念に追加する。（災対法第2条の2）
- (2) 災害からの復旧及び復興を推進するための本部の規定を追加する。（災対法第2章新第4節）

2. 日本海溝・千島海溝地震法※¹、南海トラフ地震法※²の一部改正

- (1) リスク評価の結果、人口動態の変化、技術の進展等に応じた基本計画の見直し義務を新設する。
（海溝地震法第4条新第5項、南トラ法第4条新第6項）
- (2) 地方防災会議等が策定する推進計画の実効性を一層確保するため、国からの必要な情報の提供、助言等の援助を行う規定を追加する。
（海溝地震法新第5条の2、南トラ法新第6条の2）

※ 1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

※ 2 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

3. 内閣府設置法その他の関係法律の一部改正

施行期日

令和8年11月2日（防災局に関する規定については公布の日（令和8年7月17日）から2年を超えない範囲内において政令で定める日）

防災立国の推進に向けた基本方針

令和7年12月26日閣議決定

- 世界有数の災害大国である我が国において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震や富士山噴火など**国難級の災害の発生が切迫**する中、**人命・人権最優先の「防災立国」の実現が急務**。
- 国難級の災害に対しても**死傷者や避難者を大幅に低減**させ、**必要な国家・社会機能を維持**するため、**平時からの事前防災の徹底**が必要。
- そのため、我が国の防災全体を俯瞰的に捉え、産官学民のあらゆる力を結集し、中長期的視点から**我が国の防災の在り方を構想**するとともに、**徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔**となる組織として**「防災庁」を設置**。

防災庁の機能、果たすべき役割

○ 防災庁の機能

- 内閣直下に設置
- 総理を組織の長とし、総理を助ける防災大臣を配置
- 尊重義務を伴う各府省庁への勧告権等
- 災害対応力の強化に必要な予算・人員の確保
- 内閣府防災担当を発展的に改組
※個別行政分野における防災対策等は引き続き各府省庁で実施

○ 防災庁の果たすべき役割 ～ 平時から発災時、復旧・復興までの一貫した司令塔機能 ～

I 防災に関する 基本的政策・国家戦略の立案

- これまでの災害に対する中長期的視点を踏まえた定期的かつ十分な検証
- 多様な経験と高度な知見を基に、あらゆる事態を想定し、起こり得る被害を先読みした防災の基本政策・国家戦略の企画・立案

II 徹底的な 「事前防災」の推進・加速の司令塔

- 各主体の連携による地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく災害リスク評価、計画企画・立案の推進
- 各主体による事前防災対策の抜けや漏れ把握、分野横断的な関係者間コーディネートや平時からの実施勧告等による事前防災の推進

〔・建物等の耐震化 ・防災まちづくりと復興の事前準備
・スフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善 等〕

III 発災時から復旧・復興までの 災害対応の司令塔

- 政府災害対策本部の運営や国全体の被害状況把握など災害初動体制の構築
- 被災自治体への迅速な応援体制の構築
- 被災自治体のワンストップ窓口として被災者のニーズを俯瞰的に把握
- 過去の災害のノウハウをいかした継続的・包括的な被災地伴走支援体制の構築

防災立国の推進に向けた基本方針

令和7年12月26日閣議決定

- 内閣総理大臣を助け防災庁の事務を統括する防災大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官の下に、内部部局として4部門を置き、各部門に属する統括官及び参事官を配置。
- 当面、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、地域における事前防災の推進、大規模災害時の政府の災害対応の業務継続性などの観点から防災庁の地方機関設置に向けた具体的検討を実施。
- 機動的かつ柔軟な組織体制を目指し、防災庁の職員採用を始め、官民の様々な関係機関からの人員により、体制を構築。

防災庁の組織体制の在り方

防災庁の内部組織

内閣総理大臣

防 災 大 臣

副大臣、大臣政務官

事 務 次 官

統 括 官

参 事 官

I 総合政策部門

予算・会計、人事、広報等の官房機能や庁全体の政策の調整、防災技術の研究開発・実装等に関する事務

II 災害事態対処部門

大規模災害への対処や訓練・人材育成等に関する事務

III 防災計画部門

大規模災害に対する災害リスク評価や計画の企画・立案及び対策の推進、復旧・復興に関する基本的な政策に関する事務

IV 地域防災部門

デジタル防災技術を活用し、産官学民の総力を結集した災害対応及び被災者支援体制の構築、普及啓発・防災教育などに関する事務

※統括官及び参事官の担務については、災害の発生状況や防災施策の動向を踏まえ、柔軟に調整。

地方機関

当面、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、以下の取組を推進する観点から地方機関の設置に向けた具体的検討を実施。

- 災害リスク評価や対策の検討・実行支援、地域レベルでの産官学民の連携体制構築など、事前防災推進によって地域防災力向上に関する支援体制の強化
- 大規模災害発生時における政府の災害対応の業務継続性や迅速な被災地支援体制の構築 等

※防災庁本庁の設置を先行し、地方機関が担うべき機能・適地についても並行して検討。

人材確保・育成

機動的かつ柔軟な対応が可能な組織体制を目指し、官民の様々な関係機関から幅広く人員を募り、必要な体制を構築する。

- 各府省庁との人材交流、防災庁職員の採用・育成
- 中途採用を含む外部人材の業務参画・登用
- 「防災大学校（仮称）」の設置検討など教育・訓練機能の充実
- 働き方に配慮した執務環境や生活環境確保など処遇改善の検討

設置時期

R8通常国会において関連法案を提出・成立の後、防災庁の業務遂行に必要な所要の準備を行った上で、令和8年中の設置を目指す。

防災立国の推進に向けた基本方針

令和7年12月26日閣議決定

防災庁の担う具体的な事務

大規模災害に対する事前防災の推進

- 各主体の連携による地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく災害リスク評価、計画企画・立案の推進
- 事前防災対策の進捗状況や抜けや漏れの把握
- 協定締結の促進など、民間企業の地域防災への参画を促す取組の推進

円滑かつ迅速な災害緊急事態対応

- 初動体制や被災自治体への迅速な応援体制の構築
- デジタル技術活用による迅速な被害状況把握
- 首長の意思決定支援、対応手順の標準化
- 災害時の船舶を活用した医療提供体制整備

早期の復旧・より良い復興の実現

- 被災自治体のワンストップ窓口、継続的・包括的な被災地支援
- 事前復興の概念を踏まえた復興に関する対応方針検討

被災者に寄り添った支援体制の構築

- 備蓄強化などスフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善
- 女性・高齢者・こども・障害者・外国人等の多様な視点等を取り入れた支援の充実
- 災害ケースマネジメント実施体制の構築
- 災害救助法適用等に係る事務、被災者生活再建支援制度の運用
- 新物資システム（B-PLo）の活用等を通じた物資支援体制の構築の推進
- 国民保護における救援に係る制度運用、訓練の実施
- 感染症危機や原子力災害との複合に備えたノウハウの共有、訓練等の実施

デジタル防災技術の徹底活用

- 災害対応の高度化・効率化に向けたデジタル防災技術の活用基盤・環境整備
- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を中核とした「防災デジタルプラットフォーム」の強化・利活用
- 災害対応に精通したデジタル人材の育成・派遣

国民の行動変容を促す普及啓発・防災教育

- 総合的・戦略的なコミュニケーションデザインの検討
- 幼児期からの実践的な防災教育
- 地域が一体となったコミュニティ防災教育の推進
- 災害の記録・課題・教訓の継承等

戦略的な防災情報発信

- 防災行動変容を促す情報発信のための基盤技術の構築
- 地域レベルでの報道機関を含むメディアとの連携による適時・的確かつ戦略的な防災情報発信

産官学民連携体制の構築

- 産官学民それぞれの災害対応力強化
- 都道府県等とのカウンターパートとなる職員を通じた地方自治体との連携体制の強化
- 災害支援に関わるNPO等との協働強化と参画拡大
- 産官学民関係者同士での平時から顔の見える関係等の連携体制構築

体系的な人材育成システムの充実・強化

- 関係機関と連携した実践的な訓練等の推進
- 防災に関する幅広い経験や専門知識、関係者間のコーディネート力を有する行政職員や民間人材など体系的な育成

防災技術の研究開発・実装、防災産業の発展

- 防災に関する新技術ニーズ・シーズの把握・統合
- 被害想定的高度化やAIの活用、災害救助・対応ロボットの開発など関係機関連携による防災技術の研究開発・実装の推進
- 防災技術・ノウハウを活用した防災産業の発展

国際防災協力の推進

- 災害の経験・課題・教訓や知見・ノウハウの国際展開など、国際防災の議論と枠組みづくりの主導
- 防災関連企業・防災技術の海外展開による国際社会との連携強化

防災庁の組織体制について

- 内閣総理大臣を助け防災庁の事務を統括する防災大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官の下に、4つの部局（統括官4名）を置く。
- 定員は、現行の220名から、**352名に増員**。

【現行】内閣府の部局

【定員 2 2 0 名】

内閣総理大臣

特命担当大臣
(防災)

副大臣、大臣政務官

防災監

政策統括官

参事官

審議官

内閣審議官
(船舶活用医療推進室長)

防災庁の内部組織

【定員 3 5 2 名】

内閣総理大臣

防災大臣

副大臣、大臣政務官

事務次官

統括官

参事官

審議官

I 総合政策部門

予算・会計、人事、広報等の官房機能や庁全体の政策の調整、防災技術の研究開発・実装等に関する事務

II 災害事態対処部門

大規模災害への対処や訓練・人材育成等に関する事務

III 防災計画部門

大規模災害に対する災害リスク評価や計画の企画・立案及び対策の推進、復旧・復興に関する基本的な政策に関する事務

IV 地域防災部門

デジタル防災技術を活用し、産官学民の総力を結集した災害対応及び被災者支援体制の構築、普及啓発・防災教育などに関する事務

※統括官、審議官、参事官の担務については、災害の発生状況や防災施策の動向を踏まえ、柔軟に調整。

※法案成立の後、防災庁の業務遂行に必要な所要の準備を行った上で、令和8年中の設置を目指す。

※地方機関は、当面、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、地域における事前防災の推進、大規模災害時の政府の災害対応の業務継続性などの観点から、地方機関の設置に向けた具体的検討を実施。

令和9年度防災庁予算概算要求の基本方針

- 防災立国の推進に向けた基本方針に基づき、「強く豊かな日本」投資枠も最大限活用し、防災庁の担う11の取組※を強力に推進します。
※防災立国の推進に向けた基本方針（令和7年12月26日閣議決定）における「防災庁の担う具体的な事務」
- このうち、大規模災害に対する事前防災の推進については、防災力強化総合交付金を大幅に増額し、地方公共団体の防災力強化の取組への支援を一層強化します。また、防災技術の研究開発・実装、防災産業の振興については、「日本成長戦略」（令和8年7月21日閣議決定）に基づき、「防災技術・産業成長投資総合推進費（仮称）」を創設し、技術開発から商品化、実装・需要創出、更なる技術開発につながる好循環を創出し、防災産業を振興するとともに、官民一体で海外展開を図ります。
- また、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）に基づく施策に係る経費等については、事項要求を行い、予算編成過程で検討します。

中核的施策の推進

- 防災庁の使命の根幹をなす、「事前防災」から「災害緊急事態対応」、「被災者支援体制構築」などを通じた「復旧・復興」までの一連の取組を強力に推進します。

1 大規模災害に対する
事前防災の推進

2 円滑かつ迅速な
災害緊急事態対応

3 被災者に寄り添った
支援体制の構築

4 早期の復旧・
より良い復興の実現

中核的施策の推進基盤形成の取組

- 防災庁が担う中核的施策を実効性あるものとするため、デジタル防災技術の活用、国民への普及啓発、情報発信、産官学民連携、人材育成といった基盤的取組を充実・強化します。

5 デジタル防災技術
の徹底活用

6 国民の行動変容を
促す普及啓発・防災教育

7 戦略的な
防災情報発信

8 産官学民
連携体制の構築

9 体系的な人材育成
システムの充実・強化

防災力の持続的発展を支える取組

- 我が国における中長期的な防災力の向上と国際社会への貢献に向け、防災技術の研究開発・産業振興及び大規模災害時の海外からの円滑な支援受入をも想定した国際防災協力を推進します。

10 防災技術の研究開発・実装、防災産業の発展

11 国際防災協力の推進

令和9年度防災庁予算概算要求の主な要求内容

＜概算要求額：652億円（うち『「強く豊かな日本」投資枠』402億円）＞

【参考】

令和8年度当初：218億円

令和7年度補正：35億円

主な要求内容

1. 大規模災害に対する事前防災の推進：172.0億円

- ・大規模地震対策、水害・土砂災害・火山災害等の対策の推進
- ・災害リスク評価の推進
- ・防災力強化総合交付金による地域防災力の強化

2. 円滑かつ迅速な災害緊急事態対応：88.4億円

- ・大規模災害時におけるプッシュ型支援の充実等
- ・災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備

3. 被災者に寄り添った支援体制の構築：43.6億円

- ・災害関連死の防止や避難生活環境の改善等の避難者支援の充実
- ・被災者生活の再建のための制度運用・自治体支援の充実

4. 早期の復旧・より良い復興の実現：0.4億円

- ・大規模災害を想定した復旧・復興対策等の推進

5. デジタル防災技術の徹底活用：23.8億円

- ・人工衛星、航空機、ドローン等を活用した被災状況把握システム構築の推進（鳥の目プロジェクト）
- ・防災情報システムの高度化及び被災者支援業務におけるDXの推進

6. 国民の行動変容を促す普及啓発・防災教育：3.2億円

- ・防災意識の定着と主体的な防災活動を促す国民運動の推進

7. 戦略的な防災情報発信：1.5億円

- ・戦略的な防災情報の発信

8. 産官学民連携体制の構築：1.5億円

- ・地方公共団体と連携した地域防災力強化の取組の推進
- ・官民連携による被災者支援体制の整備等

9. 体系的な人材育成システムの充実・強化：5.0億円

- ・国と地方の防災を担う人材の育成の推進
- ・総合防災訓練大綱に基づく総合防災訓練の実施

10. 防災技術の研究開発・実装、防災産業の発展

: 225.5億円

- ・防災技術の研究開発・実装、防災産業の発展の推進

11. 国際防災協力の推進：16.8億円

- ・2027年（国連）アジア太平洋防災閣僚級会議（APMCDRR）の開催

防災庁の業務

防災庁の役割

- 防災庁は「徹底した**事前防災**」と「**発災時の対応から復旧・復興までの一貫した災害対応**」の司令塔
 - **災害対策の基本理念**にのっとり、企画立案・総合調整・**関係行政機関の施策の実施の推進**、大規模地震等への対策等の事務を遂行
- 今回の法改正で、**以下の理念を追加**

- ・科学的な**リスク評価**に基づく事前防災（シミュレーションの推進）
- ・被災者の**良好な生活環境**の確保（**TKB**等避難所の生活環境向上に係る支援）

防災庁設置に伴う施策の充実

事前防災

- ▶ 防災大臣から**関係行政機関の長への勧告**等による対策の推進
- ▶ 大規模地震対策のための**基本計画の見直し義務**、地方公共団体等への必要な**情報提供・助言**
- ▶ 文教研修施設（防災大学校（仮称））の設置検討などによる**教育・訓練機能の充実**

- ▶ **シミュレーション**による地域レベルでの弱部あぶり出し、対策の**抜け漏れ把握**
- ▶ **予算・人員の充実**（新交付金やふるさと防災職員等）による、**地域レベルでの防災対策充実**
- ▶ **防災技術**の研究開発・実装、**防災産業**の発展
- ▶ **国際防災協力**の推進

など

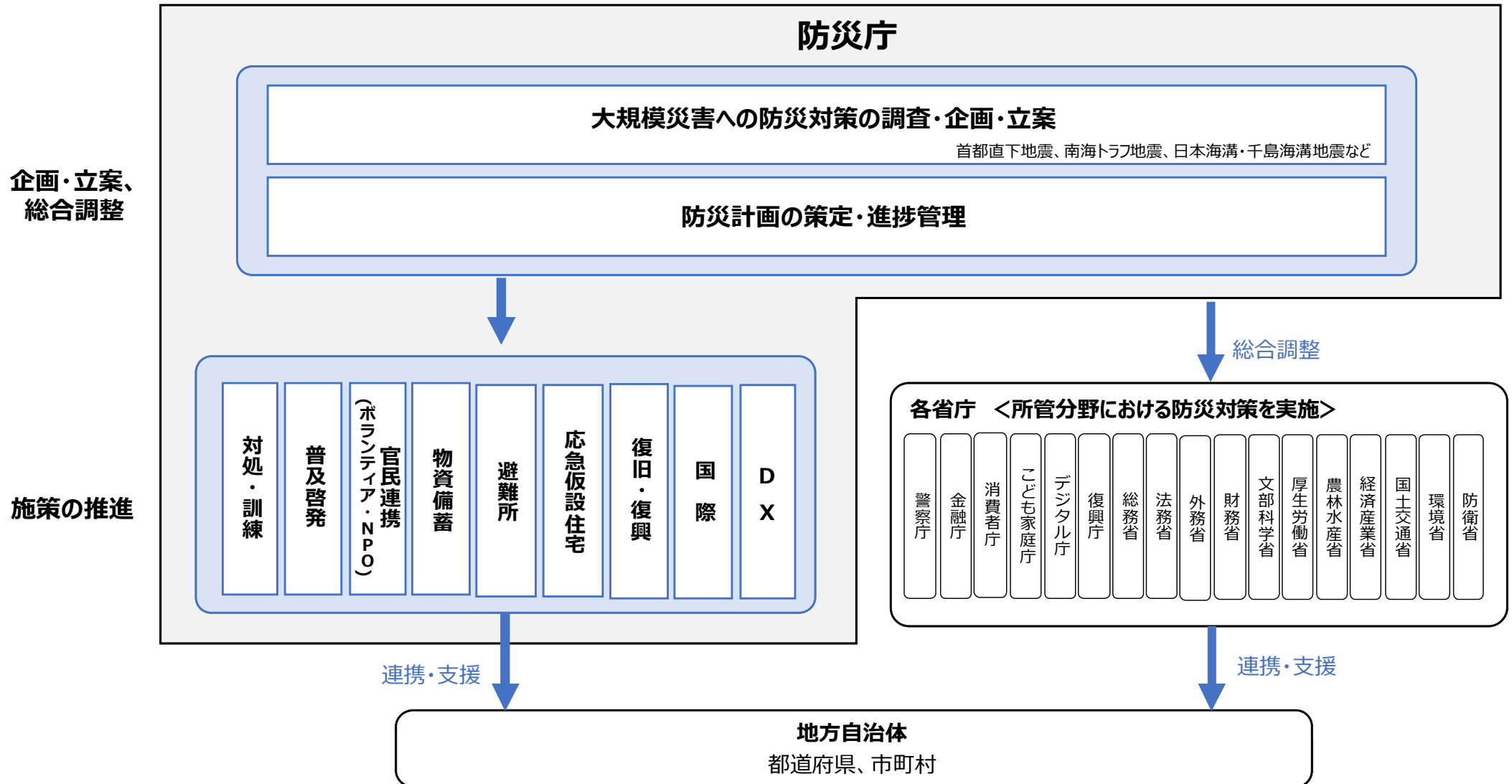
災害対応

- ▶ デジタルでの**一元的な災害情報把握**による初動対応の迅速化
- ▶ きめ細やかな被災者・被災地支援の総合調整、**ワンストップ窓口**
- ▶ **復旧復興本部**を通じた政府一体での被災地支援

など

政府における災害対応体制（平時・現状）

- 防災庁が防災に関する基本的政策の企画・立案、総合調整並びに被災者支援をはじめとする防災に関する施策を推進するとともに、各省庁が所管分野において防災・減災に係る平時の備えを実施。



地域レベルでのシミュレーションに基づく災害リスク評価

弱部をあぶり出すシミュレーションについて

- 自治体が「命を守る・命をつなぐ」ための必要量に対する備えが十分にできているかを定量的にも把握するため、地域単位でシミュレーションに基づく分野横断的な災害リスク評価（弱部をあぶり出し）を実施。

従来取組

国による被害想定



都道府県による
高解像度の被害想定

- ・ 負傷者 ●●人
- ・ 関連死 ●●人 等

弱部をあぶり出し



被害想定を踏まえた
防災対策の検討

対策の立案

防災庁設置後の取組

国による被害想定



都道府県による
高解像度の被害想定

- ・ 負傷者 ●●人
- ・ 関連死 ●●人 等

弱部をあぶり出し



- ・ ▲▲が不足

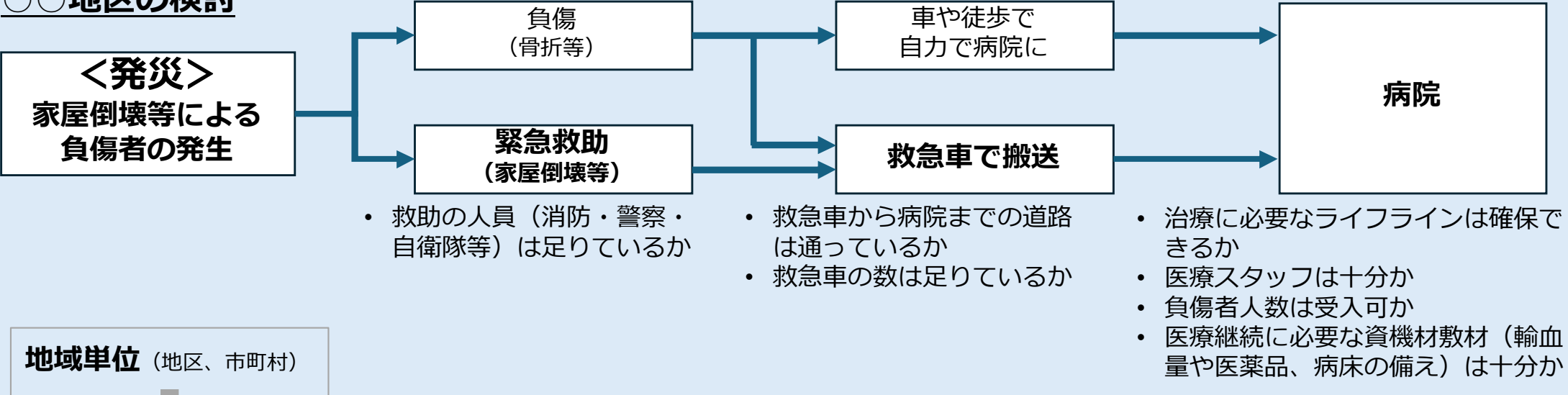
より実効性の高い
対策の立案

- ・ ▲▲の追加確保

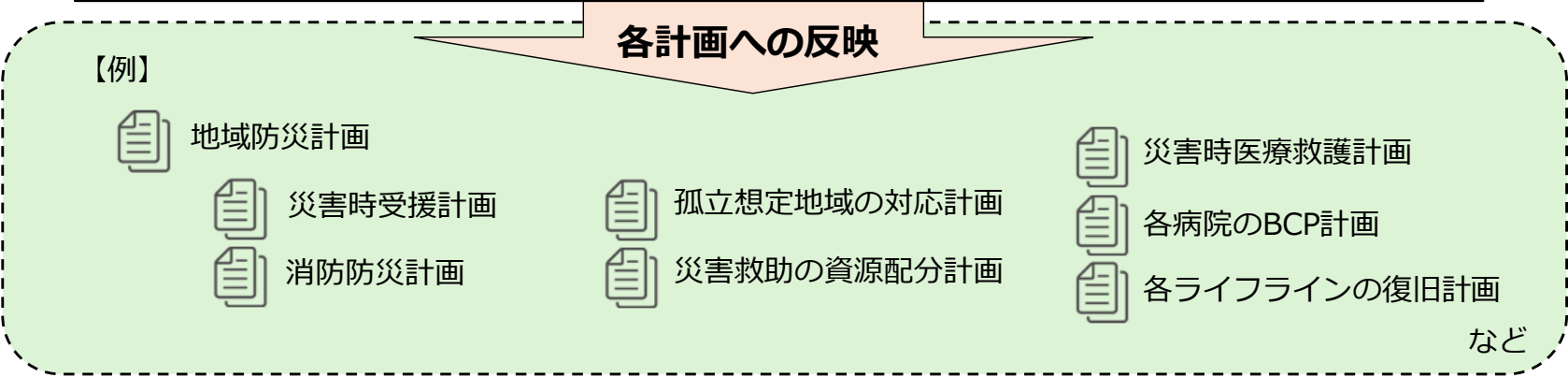
地域単位でのシミュレーションを通じて、発災後に地域住民の命を守る・つなぐために必要な機能や物資の過不足を定量的に分析する。
不足部分は「弱部」として認識し、重点的に対応策を検討することで、より実効性のある防災対策を促進する。

災害リスク評価（負傷者救助編）のイメージ図

〇〇地区の検討



被害想定への対応能力を定量的に評価し、弱部をあぶり出し



評価のつなぎ合わせ

広域ブロック
（国、都道府県）
境界条件の確認、課題調整

＜防災庁＞ 関係部局とコーディネート（分野横断的な関係者間調整等）

国難級災害の被害軽減に向けた事前防災の徹底

避難所等における生活環境の改善について

内閣府においては、過去の災害の教訓や「スフィア基準（※）」等を踏まえて、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）」、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（令和6年12月改定）」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和6年12月改定）」などの内容を充実させ、避難所の数と質の確保に向けて、各自治体に対して周知し、避難所における生活環境の改善を図っている。

※スフィア基準：国際NGO等が定めた、災害や紛争の影響を受けた人々への人道支援の基準を表しているもの。

トイレの確保・管理

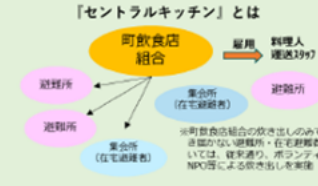
- ・ライフラインの状況や時間の経過等を踏まえた多様なトイレ（携帯・簡易トイレ、仮設トイレ（快適トイレ仕様）、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー、トイレコンテナ）の備蓄や協定締結による確保
- ・清潔な衛生環境に向けた手洗い用の水・石鹸・し尿処理方法・掃除用具の確保
- ・最大想定避難者数等を踏まえたトイレの確保・管理計画の作成
- ・防犯上の観点から、照明の設置、内側からの施錠機能の整備、女性用と男性用の場所の分離、入口が直接見えないための工夫等による安全性の確保 など
- ・スフィア基準：発災後初期段階50人に1基、中期段階20人に1基、女性用：男性用＝3：1



食事の質の確保

- ・管理栄養士の活用等によるメニューの多様化、栄養バランスの確保、要配慮者（食物アレルギーを有する者等）に対する配慮等による質の確保
- ・ボランティア等による炊き出し、飲食業協同組合による調理人の派遣、キッチンカーの活用、セントラルキッチン方式の活用等による適温食の確保
- ・キッチンカー等関係事業者との協定締結等による平時からの連携体制の構築
- ・避難所や支援拠点における在宅避難者・車中泊避難者向け支援物資の提供 など
- ・スフィア基準：最低必要摂取エネルギー（1人1日当たり2,100kcal）

（※）厚生労働省における「日本人の食事摂取基準（2025年版）」によれば、例えば、18歳から64歳の男女の場合、推奨されるエネルギー摂取量は、男性：約2,400～2,800kcal、女性：約1,600～2,000kcalとされている。



生活空間の確保

- ・パーティション、段ボールベッド、エアーマット等の簡易ベッドの備蓄や協定締結による確保
- ・寝具として毛布、布団等の確保
- ・暑さ寒さ対策として冷暖房設備（エアコン、スポットクーラー、ストーブ、扇風機等）の確保
- ・避難生活支援リーダー／サポーター等との連携
- ・避難所レイアウトの設定
- ・避難所内では土足を禁止
- ・女性用洗濯干し場、更衣室、授乳室等の設置 など
- ・スフィア基準：1人あたり最低 3.5㎡の居住スペース



生活用水・飲料水の確保

- ・給水車やペットボトル水の備蓄等による飲料水の確保
- ・貯水槽、防災井戸等の整備による生活用水の確保
- ・入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定締結やシャワーや仮設風呂の資機材の備蓄等による入浴機会の確保
- ・洗濯キットの備蓄やクリーニング事業者等との協定締結等による洗濯機会の確保
- ・ランドリーカーの活用検討 など
- ・スフィア基準：入浴施設1か所につき、50人



要配慮者への保健・福祉サービス等の実施

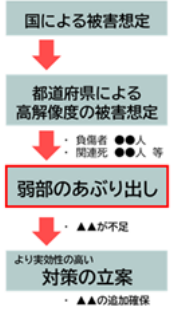
- ・保健師・福祉専門職の巡回や健康相談窓口の設置等による避難者の生活支援の実施
- ・感染症予防などの衛生管理、体操教室等による健康維持
- ・感染症対策品・おむつ等の消耗資材の確保
- ・困りごと相談窓口の設置（災害ケースマネジメントの実施） など
- ・スフィア基準：人びとは、すべての保健医療のレベルにおいて、適切な技術を持った保健医療従事者へのアクセスを有する。



避難所における支援は、被災者の生活再建という最終目標を視野に入れ、その対応力の向上につなげていくことが重要であり、避難所の設置後、市町村職員等による運営から避難者による自主的な運営に移行することが望ましい（避難所運営責任者は女性職員も配置することが望ましい）。

防災力強化総合交付金 制度概要

目 的	従来の防災・減災に係る取組の改善、防災対策の実効性の向上及び地域のニーズを踏まえた「モレ・ムラ」のない被災地・被災者支援の事前準備の高度化・加速化を図るため、地域における危機管理投資を国として後押しする。				
令和8年度 予算額	35億円	補 助 率	1/2	交 付 対 象 事 業 者	地方公共団体

基 幹 事 業	事 業 概 要	交付上限額（国費）
（１）防災力強化支援事業	地域レベルでの具体的なシミュレーションによる定量的弱部分分析に基づく災害リスク評価の実施など、従来の防災・減災に係る取組の改善や実効性の向上に資する地方自治体の先進的な防災力強化の取組を支援する。 	上限なし
（２）広域連携推進事業	各地方自治体が、発災時に他の地方自治体等を支援するために、必要な資機材や人材等を派遣する体制を整備することを支援する。 広域的な展開が可能な災害対応車両等の資機材や、広域的な運用の推進に向けた方策検討・体制整備などの取組を支援する。 	都 道 府 県：6,000万円※ 政令指定都市：4,000万円 その他市区町村：3,000万円 ※都道府県が管内市区町村と連携して事業実施する際は、交付上限額を1億2,000万円まで増額可。
（３）被災者支援体制整備加速化事業	避難生活環境の抜本的な改善を図るため、各地方自治体の被災者支援体制の実効性を高める取組を支援する。 ①スフィア基準等に沿った避難所の質向上に配慮し、D-TRACEの活用等も含めた避難所開所・運営訓練等の取組を支援 ②事前防災に向けた協議会合の開催を支援 	500万円 100万円

産官学民連携体制の構築

- 住民に最も近い基礎自治体として市町村が一次的な災害対応を行うが、大規模災害時、市町村による対応には限界がある。
- 防災庁が司令塔となって平時からの連携体制を構築することにより、都道府県、国が市町村を支え、必要に応じて自ら対応を行うとともに、民間企業、NPO・ボランティア団体等の力を最大限活用し、被害を最小化する。

防災に関わる各主体の役割

市町村

住民にもっとも近い基礎自治体として災害対応を担う。

都道府県

市町村を助け、総合調整を行う。救助法による救助の実施主体。

国

職員派遣やプッシュ型の支援など、必要に応じて主体的に災害対応。

民間企業等

事業活動を通じて防災に寄与。社会経済活動を維持。

NPO・ボランティア等

行政と連携し、自主性を持って防災活動を実施。

住民等

備蓄や訓練等への参加などを通じて防災に寄与。

現状・課題

- ✓ 地方公共団体における災害対応の経験不足、事前防災の業務量増加、受援体制の実効性不足、都道府県による市町村への支援のバラつき
- ✓ 民間企業やNPO等のリソースや得意分野の把握・整理不足、民間と連携した災害対応の手順等の確認や合同訓練の不足
- ✓ 企業等の事業継続体制の未整備、官民連携を図るインセンティブの不足
- ✓ 外部委託等が有効な業務の認識不足、連携手法や発災時対応の費用・責任分担等の未整理

施策の方向性

都道府県・国による支援強化

- ・ 都道府県が実施すべき支援・調整等を明確化し、市町村の災害対応をバックアップ
- ・ ふるさと防災職員が、平時から都道府県・市町村への助言等を通じて顔の見える関係を構築し、発災時には現地入りして災害対応を支援
- ・ 防災力強化総合交付金等により地域防災力を強化する自治体の取組への財政的支援

民間の事業継続、リソース活用

- ・ 事業継続力強化に取り組む企業が評価される環境づくり
- ・ 行政と民間の協定の実効性確保
- ・ 災害対応業務の委託などによる民間企業等のリソース活用

NPO・ボランティア等の活動環境整備

- ・ NPO・ボランティア団体の登録制度によって、自治体と団体をつなぐとともに、地域の団体を育成
- ・ 各都道府県における中間支援組織の立ち上げを支援
- ・ 発災時の情報共有会議の開催などによって、行政、NPO等、一般ボランティアのマッチングを行うボランティアセンターの三者連携強化

連携体制強化

- ・ 地域における面的な協議体の形成促進
- ・ ブロック単位での産官学民連携の場の開催
- ・ 受援体制の実効性を確保する訓練の実施促進

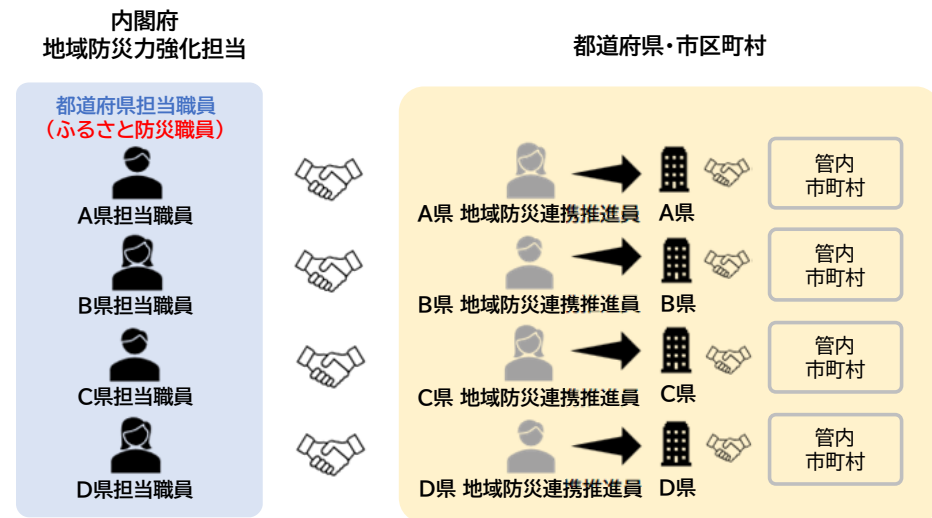
目指すべき姿

- ・ 産官学民の総力により、国難級の災害の被害を軽減
- ・ 避難生活環境をはじめ、大規模災害時等の災害対応の質を向上
- ・ 第一線で活動する職員等の負担を軽減

防災庁設置を見据えた地域防災力強化の取組

- 令和8年中の防災庁の設置を見据え、令和7年度から内閣府防災担当の体制を段階的に拡充しており、「地域防災力強化担当」を新設し、各都道府県の担当職員である「**ふるさと防災職員**」を配置しています。
- ふるさと防災職員は、
 - ◆ 災害発生時には「地域防災リエゾン」として現地に赴き、被災状況の把握や被災自治体の支援に従事するとともに、
 - ◆ 平時には、都道府県への定期ヒアリングや地域防災力強化ブロック会議の開催などを通じ、避難生活環境の改善や具体的なシミュレーションに基づく災害リスク評価の実施などの地方自治体の取組を支援し、地域における事前防災を推進しています。
- 併せて、各都道府県は内閣府防災担当との窓口担当職員を「**地域防災連携推進員**」に指名し、ふるさと防災職員と連携して、災害発生時の連絡調整や事前防災の徹底に取り組んでいます。

■ 地域防災力強化の取組(イメージ)



「ふるさと防災職員」の主な業務内容

被災地へリエゾンとして派遣

災害発生時には、「地域防災リエゾン」として被災地に派遣され、被災地方自治体と緊密な連携をとりつつ、被災状況の把握や被災地方自治体の支援に従事しています。



ブロック会議の開催

国と地方自治体が一丸となって事前防災を徹底するため、定期的に国と都道府県職員が参加する「地域防災力強化ブロック会議」を開催し、ブロックごとに各都道府県の効果的な取組や課題、直近の災害対応経験等を共有しています。



都道府県への定期ヒアリング

都道府県庁に定期的に赴き、事前防災の取組状況等についてヒアリングを行うとともに、都道府県庁と連携して管内市区町村へのヒアリングを行うこともあります。



地域の防災訓練等への参加

国や地方自治体等が主催する各地域の防災訓練や防災に関する研修等に参加し、地方自治体職員との連携強化や地域住民の防災意識の向上に取り組んでいます。



大規模災害発生時の事態対処の大枠（イメージ）

	初動（発災から7 2 時間程度）	応急期（3～7 日程度）	応急期（1 週～1 月程度以降）
1	初動体制の確立・被害情報の収集（内閣官房、内閣府、関係省庁）	政府災害対策本部設置の決定 災害対策本部会議の開催 現地対策本部設置の決定 ヘリ等による被害情報の収集 情報収集連絡体制の確立	適時に広報 情報空白地域の確認 孤立地域の把握
2	輸送ルートの確保（国交省、警察庁、経産省、総務省等）	被害情報の収集・通行可否の確認（道路・空港・港湾等） 交通規制・航空管制の実施	緊急車両・工事車両の通行確保※ 一般車両を対象とした通行確保※ ※電力・通信などのライフライン事業者と電柱撤去などを調整
3	人命救助活動（警察庁、消防庁、防衛省、国交省等）	広域応援部隊の派遣 救助活動拠点の決定 救助活動の実施 被災地進出方法（ヘリの活用等）に関する調整	
4	医療・保健・福祉活動（厚労省等）	DMAT等の派遣 保健医療福祉調整本部の設置・情報収集体制の確立（都道府県） 医療・保健・福祉体制の確認 患者・施設入居者の受け入れ調整	医薬品供給体制の確認 要配慮者等への見守り・相談支援
5	物資の調達（内閣府、経産省、農水省、厚労省、国交省等）	プッシュ型支援の実施決定 広域物資輸送拠点の受入体制確認 業界との調整・輸送の開始	プル型支援への切り替え
6	ライフラインの復旧（国交省、経産省、総務省、農水省）	被害状況、復旧見通しの把握 応急給水・応急復旧の実施	復旧に必要な調整（人員、資機材の手配、道路管理者との調整）
7	避難所の確保（内閣府等）	避難者の把握 避難所の生活環境把握・改善（トイレ、食事、寝床等）	要配慮者への対応 必要に応じ広域避難の実施
8	家屋調査・住まいの確保（内閣府、国交省、総務省、財務省）	応急危険度判定 被害認定調査 広域応援体制の確保	罹災証明書の交付 住まいの確保（仮設住宅の建設、賃貸型応急住宅の確保）
9	生業の支援・学校の再開（経産省、農水省、国交省、文科省、こども家庭庁）	農林水産業、中小企業、観光業等の被害の把握 学校・保育サービス等の把握	農林水産業、中小企業、観光業等の復旧・復興支援 学校・保育サービス等の再開
10	災害廃棄物の処理・公費解体（環境省、法務省）	災害廃棄物処理全体の体制構築 仮置場の設置・運営 避難所等のし尿・生活ごみ等の処理	災害廃棄物処理実行計画の策定 公費解体制度設計（広報、要綱策定等） 公費解体申請の受付（～2ヶ月程度）解体工事に着手

令和8年熊本地震概要

- 令和8年7月28日16時27分頃にマグニチュード7.1(暫定値)、最大震度7(宇城市、氷川町)の地震が発生。
- 熊本県では、死者38名のほか、重軽傷者367人の甚大な被害が発生。
- 電気、ガス、水道等のライフラインへの被害のほか、道路、鉄道等の交通インフラにも甚大な被害が生じ、住民生活や中小企業、農林漁業や観光業等の経済活動にも大きな支障が生じた。

○人的被害(令和8年9月9日現在)

	死者	うち災害関連死	行方不明者	重傷者	軽傷者
人数	38名	0名	0名	38名	333名

○住家被害(令和8年9月9日現在)

都道府県名	全壊	半壊	一部破損
福岡県			8
熊本県	2,249	5,535	36,460
合計	2,249	5,535	36,468

○ライフライン被害(令和8年8月31日現在)

	最大戸数	復旧状況
電力	約48,530戸停電	解消済み（7/31）
水道	約108,100戸断水	復旧済み（8/28）
ガス	8,827戸供給休止	倒壊した家屋（65戸）を除き供給再開（8/14）



令和8年熊本地震 政府の主な対応

7月28日 16:28 官邸対策室設置

16:29 総理指示発出

1. 早急に被害状況を把握すること
2. 地方自治体とも緊密に連携し、人命第一の方針の下、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと
3. 国民に対し、避難や被害等に関する情報提供を適時的確に行うこと

17:30 内閣府調査チーム出発

18:20 非常災害対策本部設置（本部長：内閣総理大臣）

19:45 第1回非常災害対策本部会議開催（8月27日までに本部会議を13回開催）

災害救助法適用（熊本県10市10町1村）

7月29日 06:25 津島副大臣／政府調査団出発

11:50 政府調査団活動開始

第1回被災者生活・生業再建支援チーム会合（8月27日までに会合を12回を開催）

7月30日 14:00 非常災害現地対策本部設置（本部長：津島副大臣）

8月3日 高市総理大臣、あかま防災担当大臣、金子国土交通大臣による被災地視察

8月4日 予備費242億円の使用を閣議決定（プッシュ型物資支援・救助業務支援・応急復旧を含む災害復旧）

8月7日 特定非常災害の指定を閣議決定（同日公布・施行）

激甚災害（本激）の指定を閣議決定（同日公布・施行）

8月10日 被災者生活再建支援法適用（熊本県）

8月13日 あかま防災担当大臣による被災地視察

8月21日～22日 木原官房長官による被災地視察

8月22日 激甚災害（本激）追加指定見込み公表

8月25日 激甚災害（局激）の追加指定を閣議決定（8月28日公布・施行）

激甚災害（本激）追加指定見込み公表

8月27日 第13回非常災害対策本部会議で被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージを決定

8月28日 予備費1,478億円の使用を閣議決定

8月31日 あかま防災担当大臣が

非常災害現地対策本部会議・熊本県災害対策本部会議出席（熊本県庁）

9月1日 令和8年熊本地震非常災害復旧復興本部設置（本部長：内閣総理大臣）

9月4日 第1回熊本地震非常災害復旧復興本部会議開催



第13回非常災害対策本部会議
（首相官邸HPより）

住まいの確保に向けた取組（避難生活環境の改善）

〔10月1日時点〕

- 被災された方々の生活の再建に向けては、清潔なトイレ、温かい食事などの基本的な生活環境の整備はもちろんのこと、バス等による**避難者の移動手段を確保**し、更なる環境整備を図った上で避難者を受け入れる、**拠点避難所を整備**する。

○拠点避難所の整備

(10/1 6時00分現在)

	宇土市	宇城市	八代市	氷川町	合計
拠点避難所	1カ所	5カ所	13カ所	4カ所	23カ所
拠点避難者数	70人	328人	730人	201人	1,329人

※上記4市町には、拠点避難所としていない福祉避難所に13人が入所（八代市 10人、宇城市 3人）

※熊本県全体の避難所数：28カ所 避難者数：1,377人（ピーク時506カ所、9,931人）（10月1日 10時00分時点）

○拠点避難所化に伴う移送支援

- ・バス等による避難者の移動手段の確保
- ・介護タクシーによる病院や役場への移送

○避難所の環境整備

- ・快適トイレ仕様のトイレカーの派遣
- ・洗濯ニーズ支援のためランドリーカーを派遣
- ・弁当の支給、キッチンカーの派遣
- ・循環型シャワー等の配置、公衆浴場の無料開放
- ・飲料・食料等支援物資の十分な提供（飲料139万本、主食59万食が現地到着済み。）

○在宅避難・車中泊等

- ・避難者の健康管理を支援する保健師等チームを順次派遣（10月1日時点で3チーム活動中（最大時35チーム））
- ・警察の特別自動車警ら部隊等による車中泊者への声掛け・相談
- ・高齢者等の個別訪問等を行う、被災高齢者等把握事業を8月5日から実施
- ・被災者一人一人の主体的な自立・生活再建を支援する災害ケースマネジメントについて、取組を促進

避難先の移動
(二次避難)

○ホテル・旅館等

- ・8月2日より被災市町村で順次、宿泊開始。9月25日時点で延べ719件 1,515人が宿泊。（8月8日より受付用コールセンター設置）
- ・ホテル等への避難者に対しては看護師等の見守りを実施（8月17日より健康管理のためのコールセンター設置）

生活空間（パーティションと段ボールベッド）

・八代市、宇土市、宇城市、氷川町の各避難所において、被災者のニーズを伺い、必要に応じて、パーティションや段ボールベッド等が設置されている。



鏡コミュニティセンター（八代市）



氷川中学校（氷川町）



不知火体育館（宇城市）



宇土市民体育館（宇土市）

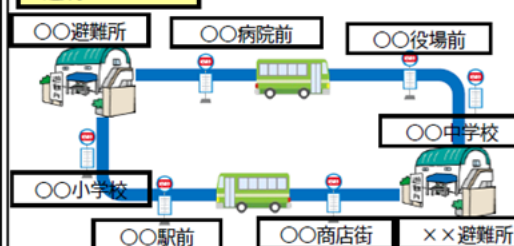
拠点避難所の移送

・拠点避難所が移設され、自宅から避難所が遠くなった避難者が病院や役場などに移動するために必要な、車両を確保し、定期的に病院や役場等を行き来できるよう被災者の移動手段を確保する。

・八代市：9月8日から循環ワゴン車による巡回。（7路線、毎日5便）

・宇城市：9月17日から運送バスによる巡回。（2路線を交互運行、平日4便）

運行イメージ



トイレカー・トイレトレーラー

・八代市、宇土市、宇城市、氷川町の各市町の避難所において、トイレの不足する避難所には、各自治体等が所有する快適トイレ仕様のトイレカー、トイレトレーラー等が、10月1日時点で3台設置されている。

	宇土市	宇城市	氷川町	八代市
トイレカー	0	0	1	0
トイレトレーラー	0	0	0	0
トイレコンテナ	0	0	0	2



千丁コミュニティセンター（八代市）



松橋西防災拠点センター（宇城市）

保健・福祉サービスの提供

・7/29（水）からDWAT（災害派遣福祉チーム）が活動を開始し、八代市、宇城市、氷川町を中心に、避難所等における高齢者等への相談支援や環境整備等を実施。

・保健師等による避難所巡回や在宅避難者への戸別訪問を実施。



DWATの活動の様子



福祉避難所の支援の様子

食 事

・県の要請等により、八代市、宇土市、宇城市、氷川町等へキッチンカーが派遣されている。

・八代市、宇土市、宇城市、氷川町等で弁当・炊き出しの支給が実施されている。



小川防災拠点センター（宇城市）



旧豊野小学校体育館（宇城市）



宇土市民体育館（宇土市）



千丁コミュニティセンター（八代市）

入浴・洗濯の機会

・八代市等の避難所に仮設入浴設備等が設置されている。

・洗濯ニーズ支援のため、宇城市、八代市へ「ランドリーカー」が派遣されている。（3台派遣済）

・八代市、宇城市等において、熊本県クリーニング生活衛生同業者組合等による洗濯支援が実施されている。



氷川中学校（氷川町）



鏡コミュニティセンター（八代市）

令和8年熊本地震非常災害現地対策本部におけるふるさと防災職員の活動

- ふるさと防災職員を現地対策本部等へ派遣し、それぞれの専門性や経験を活かしながら、被災者に寄り添ったきめ細やかな支援活動を実施した。
派遣実績：延べ73名(9月28日時点)
- 現地には対口支援等により派遣されている各都道府県の地域防災連携推進員も多く、平素からの関係を活かして緊密に連携し、各種支援活動を実施した。

避難所巡回によるニーズ把握

- 各避難所を巡回の上、避難所環境や物資の不足状況、避難者のニーズ等について実態把握を行うとともに、避難所担当者との意見交換を実施した。また、地域ごとの物資供給における停滞要因を分析し、課題解決に向けた関係機関との調整を実施した。



ニーズに応じた物資支援

- 現地対策本部の物資担当と連携し、水循環式シャワーの搬入・設置を行い、被災者の生活環境改善を実施した。
- 段ボールベッド展開支援要員として各避難所に派遣し、順次段ボールベッドの展開を支援した。



市町リエゾンによる各機関との連携

- 被害の大きかった八代市、宇城市、氷川町の各市町にリエゾン要員を派遣し、各市町、応援自治体及び各省庁との連携を図り、情報収集及び課題解決のバックアップを実施した。



現地対策本部内での情報集約・調整

- 避難所巡回等により、収集した避難所環境や物資在庫状況等の情報を集約し、現況把握、資料作成等を実施した。
- ISUTヘデータを提供し、SOBO-WEBへ反映するための基礎データを作成した。



日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策における推進地域及び特別強化地域

【日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策 推進地域（推進地域）】

1道7県272市町村

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策を推進する必要がある地域

<指定基準の概要>

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

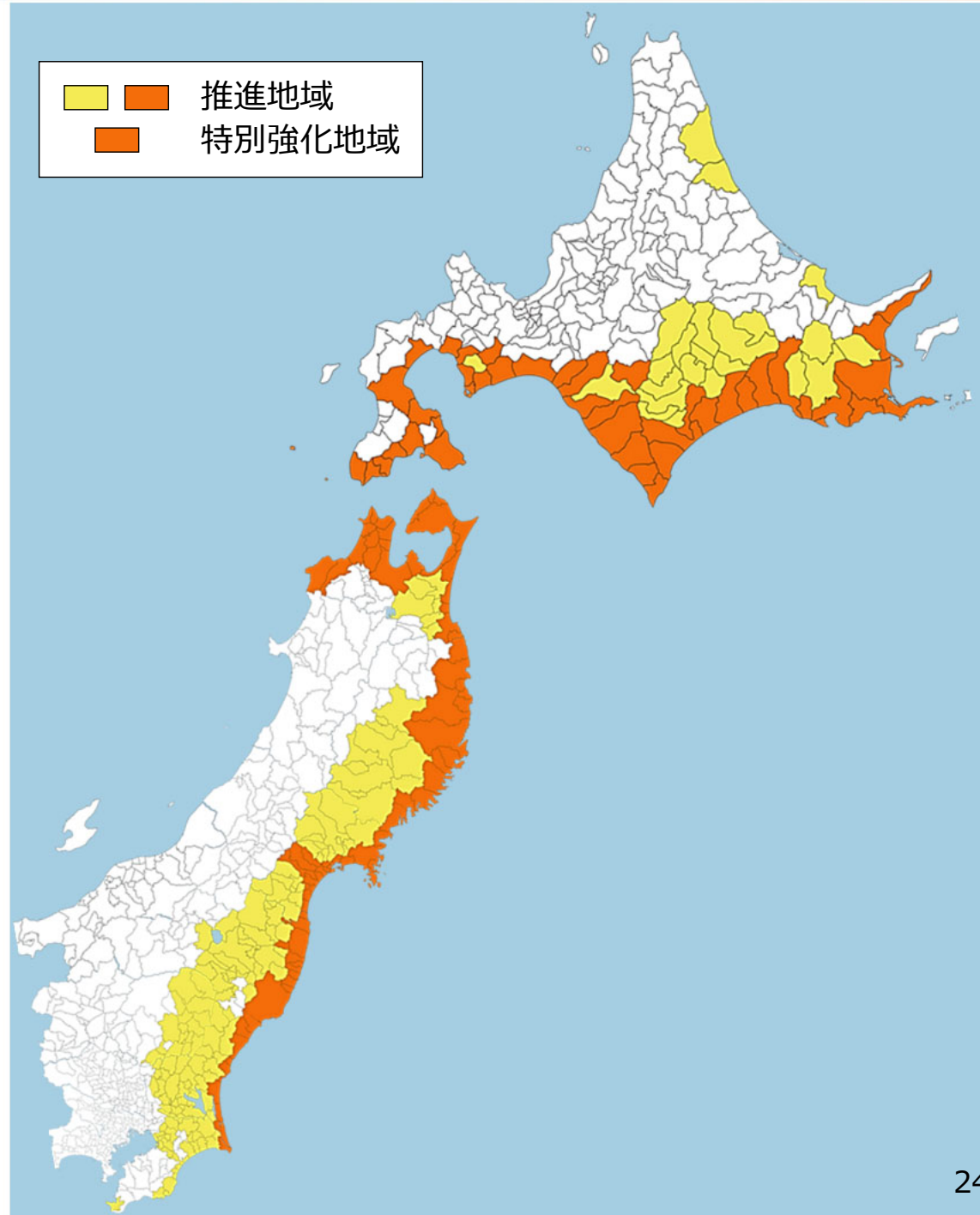
【日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策 特別強化地域（特別強化地域）】

1道6県108市町村

推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波に係る津波避難対策を特別に強化すべき地域

<指定基準の概要>

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から40分以内に生じる地域
- 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
- 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
 - ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮
 - ※積雪寒冷地以外の地域は30分以内（茨城県以南）



南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地域指定について

～中央防災会議のワーキンググループによる想定(R7.3)、関係都府県の意見、中央防災会議の答申をもとに、地域指定を実施～

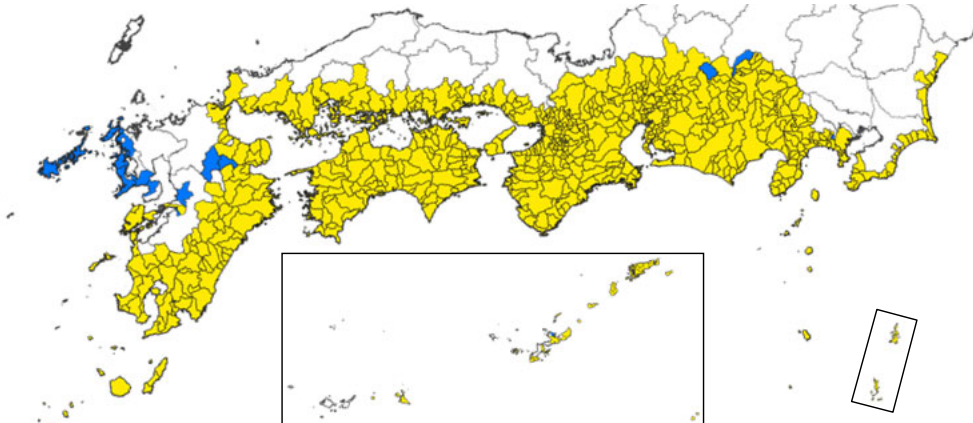
南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震が発生した場合に、**著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（推進地域）**として指定。（法第3条第1項）

＜指定基準の概要＞

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 過去の被災履歴への配慮、防災体制の確保

1都2府27県723市町村（今回**16市町村**を追加指定する案）



神奈川県(1市追加)	綾瀬市
長野県(2市追加)	塩尻市、王滝村
長崎県(8市町追加)	長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、五島市、西海市、雲仙市、新上五島町
熊本県(2市町追加)	熊本市、氷川町
大分県(2市町追加)	日田市、玖珠町
沖縄県(1村追加)	今帰仁村

■ H26指定
■ 今回追加指定

※指定行政機関、指定公共機関、推進地域内の都府県・市町村等は、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成。

※推進地域内で、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者・運営者等は、「南海トラフ地震防災対策計画」を作成。

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に**特に著しい津波災害が生じるおそれがあるため、津波避難対策を特に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）**として指定。（法第10条第1項）

＜指定基準の概要＞

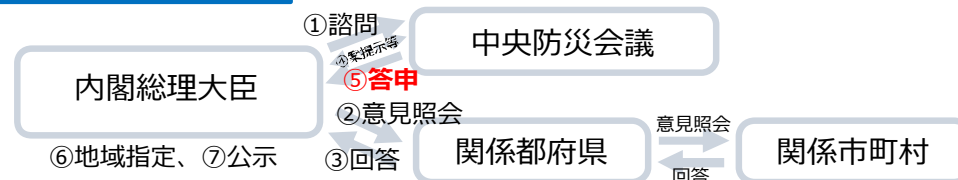
- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域（地震の揺れに伴う堤防の沈下等の設定による津波到達前の浸水はみなさない）
- 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
- 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保（浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮）

1都13県139市町村（今回追加指定等なしの案）



※関係市町村は「津波避難対策緊急事業計画」を作成。
※津波避難場所等の整備事業の補助等の嵩上げあり(国の負担割合2/3)。

指定までの流れ



日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の概要

これまでの経緯

- H17.9 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 施行
- H18.2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画 作成
- R4.6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 改正
- R4.9 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画 変更（法改正、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策について（報告書）を踏まえた変更）

基本計画の概要

基本的な方針

- 津波対策
 - ・安全な場所への迅速な避難
 - ・情報伝達体制、避難場所、避難経路の整備
- 地震対策
 - ・被害の軽減につながる耐震化・火災対策
 - ・ライフライン・インフラ施設の耐震化・耐浪化
- 積雪寒冷地特有の課題等への対応
- デジタル技術の活用
- 後発地震への注意を促す情報の発信とその対応 等

今後10年間で達成すべき減災目標

- 想定される死者数を、
 - ・日本海溝沿いの巨大地震 最大約19万9千人
 - ・千島海溝沿いの巨大地震 最大約10万人からそれぞれ概ね8割減少

主な対策等

- 津波対策
 - ・住民の早期避難への意識向上等に向けた、地域での訓練・防災教育等の実施
 - ・津波避難のための避難路や避難場所の整備・指定
- 地震対策
 - ・住宅、学校、医療施設、公共施設等の建築物の耐震化
 - ・電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフライン施設の耐震化・耐浪化
- 積雪寒冷地特有の課題等への対応
 - ・津波避難のための避難路や避難場所等の整備における積雪や凍結等の影響への配慮
 - ・防寒具・暖房器具等の備蓄等による避難時の低体温症リスクの低減
- デジタル技術の活用
 - ・広域間での情報連携体制の充実及び防災情報のデータ連携のための環境整備
- 後発地震への注意を促す情報の発信とその対応
 - ・後発地震への注意を促す情報の内容及びその対応についての継続的な周知等

施策の具体目標

- 津波対策
 - ・すぐに避難するという意識をもつ住民の割合【R14 70%】
 - ・津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合【R14 100%】
 - ・津波避難ビル等を指定している市町村の割合【R14 100%】
- 地震対策
 - ・耐震性が不十分な住宅【R12 概ね解消】等

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

- 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭にいた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもって被害の軽減を図ることが重要

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって、計画的かつ速やかに以下1～13の防災対策を推進

- | | | |
|--------------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 1 「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化 | 6 国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応 | 10 訓練等を通じた実効性のある対策の推進 |
| 2 地震動（強い揺れ）及び火災に伴う被害への対応 | 7 時間差をいれて発生する地震への対策等の推進 | 11 防災・減災に関する調査研究・技術開発の推進 |
| 3 巨大な津波に伴う被害への対応 | 8 複数の災害等への同時対応（複合災害対策） | 12 総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化 |
| 4 超広域かつ多分野にわたる被害への対応 | 9 主体的に防災対策に取り組む社会の醸成 | 13 地震防災対策の進捗や効果の定期的かつ継続的な把握 |
| 5 災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援 | | |

第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1～8の施策を実施。あわせて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

減災目標 (今後10年間)	想定される死者数 約29万8千人 から おおむね8割減少	想定される建築物の全壊焼失棟数 約235万棟 から おおむね5割減少
------------------	---------------------------------	---------------------------------------

- 地震対策**
 - ①建築物の耐震化等 ②火災対策 ③土砂災害・地盤災害・液状化対策
 - ④ライフライン・インフラ施設の耐震化等
- 津波対策**
 - ①津波に強い地域構造の構築 ②安全で確実な避難の確保
- 総合的な防災体制**
 - ①防災教育・防災訓練の充実 ②NPO・ボランティア団体等民間主体との連携 ③総合的な防災力の向上
 - ④長周期地震動対策
- 災害発生時の対応に係る事前の備え**
 - ①災害対応体制の構築 ②救助・救急対策 ③医療対策 ④消火活動等
 - ⑤緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑥食料・水、生活必需品等の物資の調達
 - ⑦燃料の供給対策 ⑧避難者等への対応 ⑨帰宅困難者等への対応 ⑩ライフライン・インフラの復旧対策
 - ⑪保健衛生・防疫対策 ⑫遺体対策 ⑬災害廃棄物等の処理対策 ⑭災害情報の収集・共有
 - ⑮災害情報の提供 ⑯社会秩序の確保・安定 ⑰多様な空間の効果的利用の実現
 - ⑱広域連携・支援体制の確立
- 被災地内外における混乱の防止**
 - ①基幹交通網の確保 ②民間企業等の事業継続性の確保 ③国及び地方公共団体の業務継続性の確保
- 多様な発生様相への対応**
- 様々な地域的課題への対応**
 - ①高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ②ゼロメートル地帯の安全確保
 - ③原子力事業所等の安全確保 ④石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保
 - ⑤孤立可能性の高い集落への対応 ⑥沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減
 - ⑦文化財・陵墓等の防災対策 ⑧デジタル技術を活用した防災対策の推進
- 後発地震への対応**

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～15に留意して災害応急対策を推進

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 初動体制の確立 | 8. 膨大な傷病者等への医療活動 |
| 2. 広域応援体制の確立 | 9. 物資の絶対的な不足への対応 |
| 3. 迅速な被害情報の収集 | 10. ライフライン等の臨時確保・復旧対策 |
| 4. 津波からの緊急避難への対応 | 11. 膨大な避難者等への対応 |
| 5. 緊急輸送のための交通の確保 | 12. 一斉帰宅抑制対策 |
| 6. 救助・救急、消火活動等の災害応急対策活動 | 13. 国内外への適切な情報提供 |
| 7. 津波火災対策 | 14. 施設・設備等の二次災害対策 |
| | 15. 原子力事業所等への対応 |

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項

- 重点施策に関する事項**
- 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項**
- 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項**
 - (1) 津波からの防護（防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める。）
 - (2) 円滑な避難の確保（地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関のとりきめ措置等）
 - (3) 迅速な救助（消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める。）
- 関係者との連携協力の確保に関する事項**
 - 〔資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める。〕
- 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項**
 - 〔時間差発生等への対応として後発地震へ備える観点から必要な事項を定める。〕
- 防災訓練に関する事項**
 - 〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める。〕
- 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項**
 - 〔地震・津波の発災時におけるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める。〕
- 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項**
 - 〔国庫負担の嵩上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める。〕

第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項

- 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者**
 - 津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、
 - ・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - ・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
 - ・一般旅客運送事業者（鉄道事業者等）
 - ・学校、社会福祉施設を管理・運営する者
 - ・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者
- 津波からの円滑な避難の確保に関する事項**
- 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項**
- 防災訓練に関する事項**
- 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項**

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

(令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定、令和8年7月13日最終改定)

救助・救急、消火等

- ◎広域応援部隊の派遣規模(最大値)
 - 重点受援道県以外の43都府県の警察・消防・自衛隊の派遣
 - ・警察 : 約1.7万人
 - ・消防 : 約2.3万人
 - ・自衛隊 : 約11万人(※) 等
 - ※重点受援県に所在する部隊を含む。
 - 応援地方整備局等管内の国土交通省TEC-FORCEの派遣 : 約1,580人
- ◎航空機約400機、船舶約230隻

医療

- ◎DMAT(登録数1,840チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、コーディネーション支援、任務付与
- ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等)
- ◎広域医療搬送、地域医療搬送による医療搬送

物資

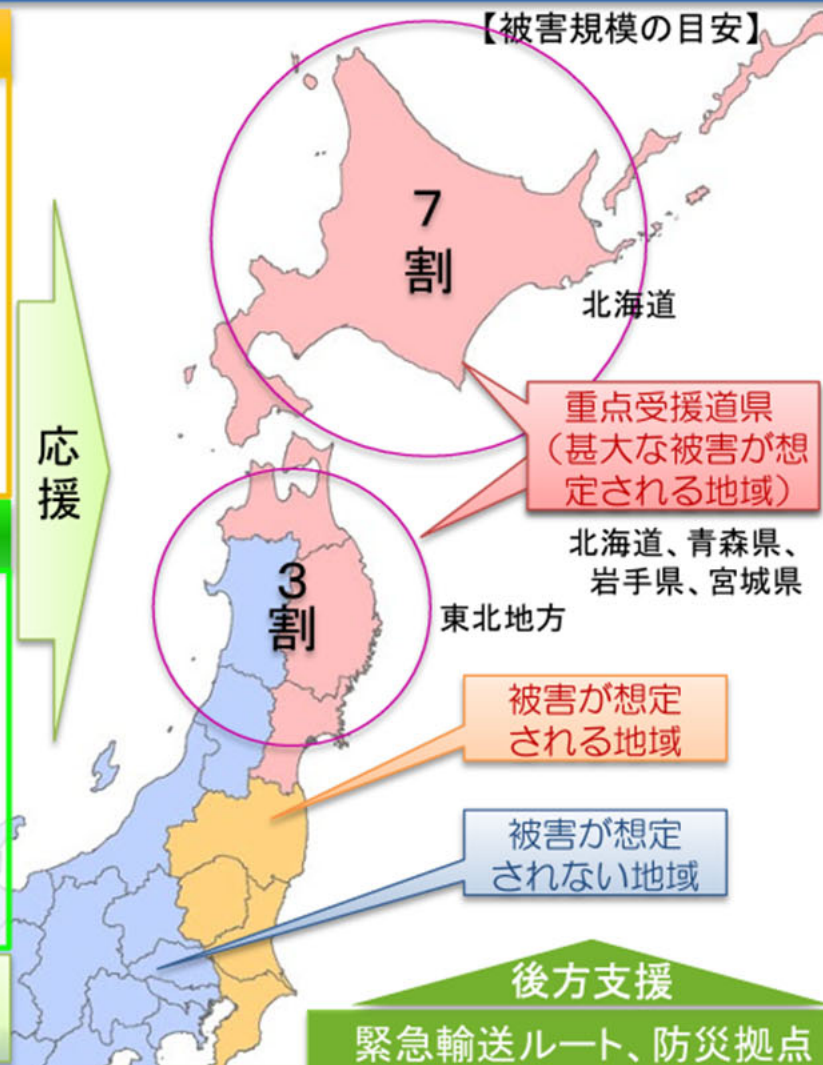
- ◎発災後4～7日に必要な救援物資を調達し、被災道県の拠点へ輸送
 - ・飲料水 : 1.2万m³(1～7日)
 - ・食料 : 920万食
 - ・毛布 : 74万枚
 - ・乳児用粉(液体)ミルク : 2.7t
 - ・大人/乳幼児おむつ : 60万枚
 - ・簡易トイレ等 : 325万回分
 - ・トイレペーパー : 55万巻
 - ・生理用品 : 68万枚

燃料、電力・ガス、通信

- 【燃料】
 - ◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保
 - また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給
- 【電力・ガス】
 - ◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給
- 【通信】
 - ◎重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保

応援

【被害規模の目安】



国は、緊急災害対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)

- ◎人員・物資の「緊急輸送ルート」を設定、発災時に早期通行確保
- ◎各活動のための「防災拠点」を分野毎に設定、発災時に早期に確保

具体計画のポイント

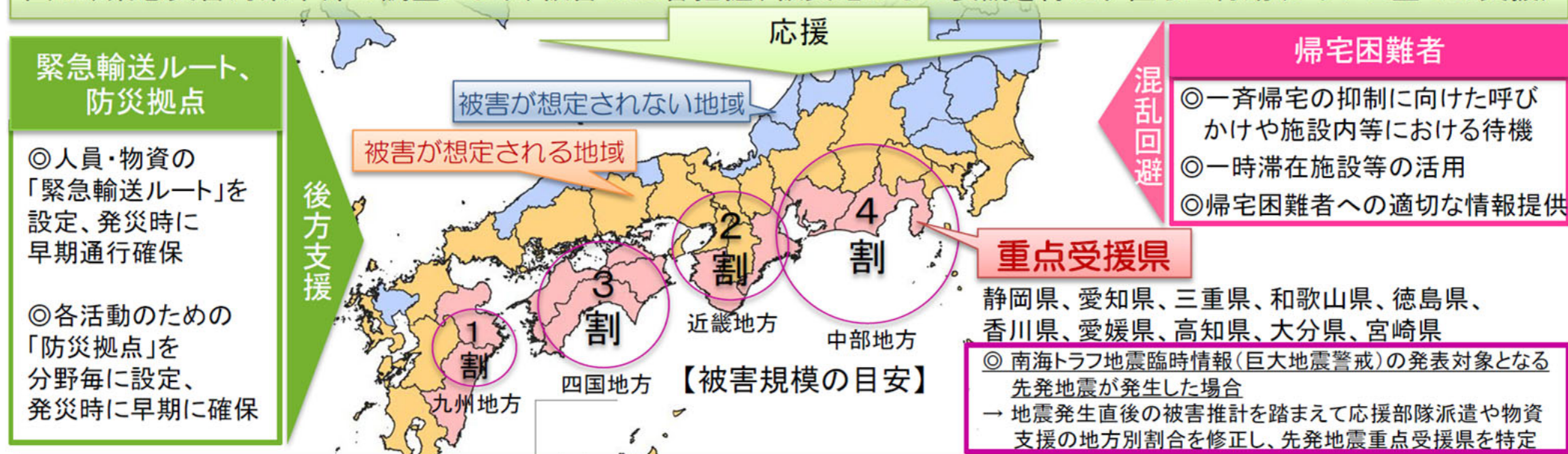
- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定
- ②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援道県4道県)に重点化
- ③積雪寒冷地特有の課題や地理的条件を踏まえた対策を実施

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和8年7月13日最終改定)

救助・救急、消火等	医療	物資	燃料、電力・ガス、通信
◎広域応援部隊の派遣規模(最大値) ○重点受援県以外の37都道府県の警察・消防・自衛隊の派遣 - 警察 : 約1.6万人 - 消防 : 約2.1万人 - 自衛隊 : 約11万人(※) 等 ※重点受援県に所在する部隊を含む。 ○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣: 約1,360人 ◎航空機約430機、船舶約520隻	◎DMAT(登録数1,840チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、コーディネーション支援、任務付与 ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等) ◎広域医療搬送、地域医療搬送による医療搬送	◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送 - 飲料水: 52万m³(1~7日) - 食料: 1億4,400万食 - 毛布: 710万枚 - 乳児用粉(液体)ミルク: 44t - 大人/乳幼児おむつ: 980万枚 - 簡易トイレ等: 1億2,500万回分 - トイレ紙: 860万巻 - 生理用品: 1,100万枚	【燃料】 ◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給 【電力・ガス】 ◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給 【通信】 ◎重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保

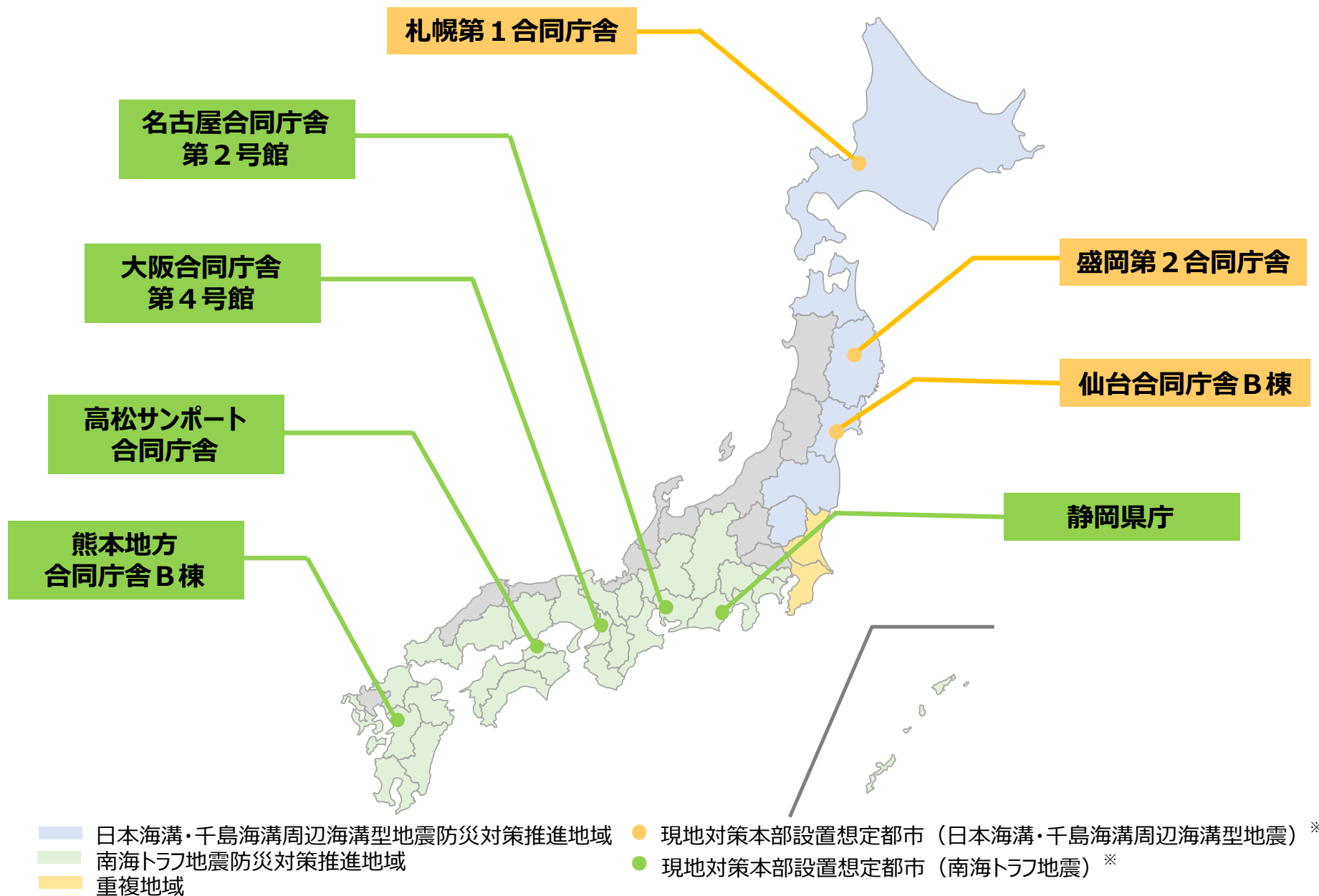
国は、緊急災害対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)



具体計画のポイント

- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定(例: 24hで広域移動ルートを確保、広域応援部隊が順次到着等)
- ②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化

大規模地震に関する現地対策本部について



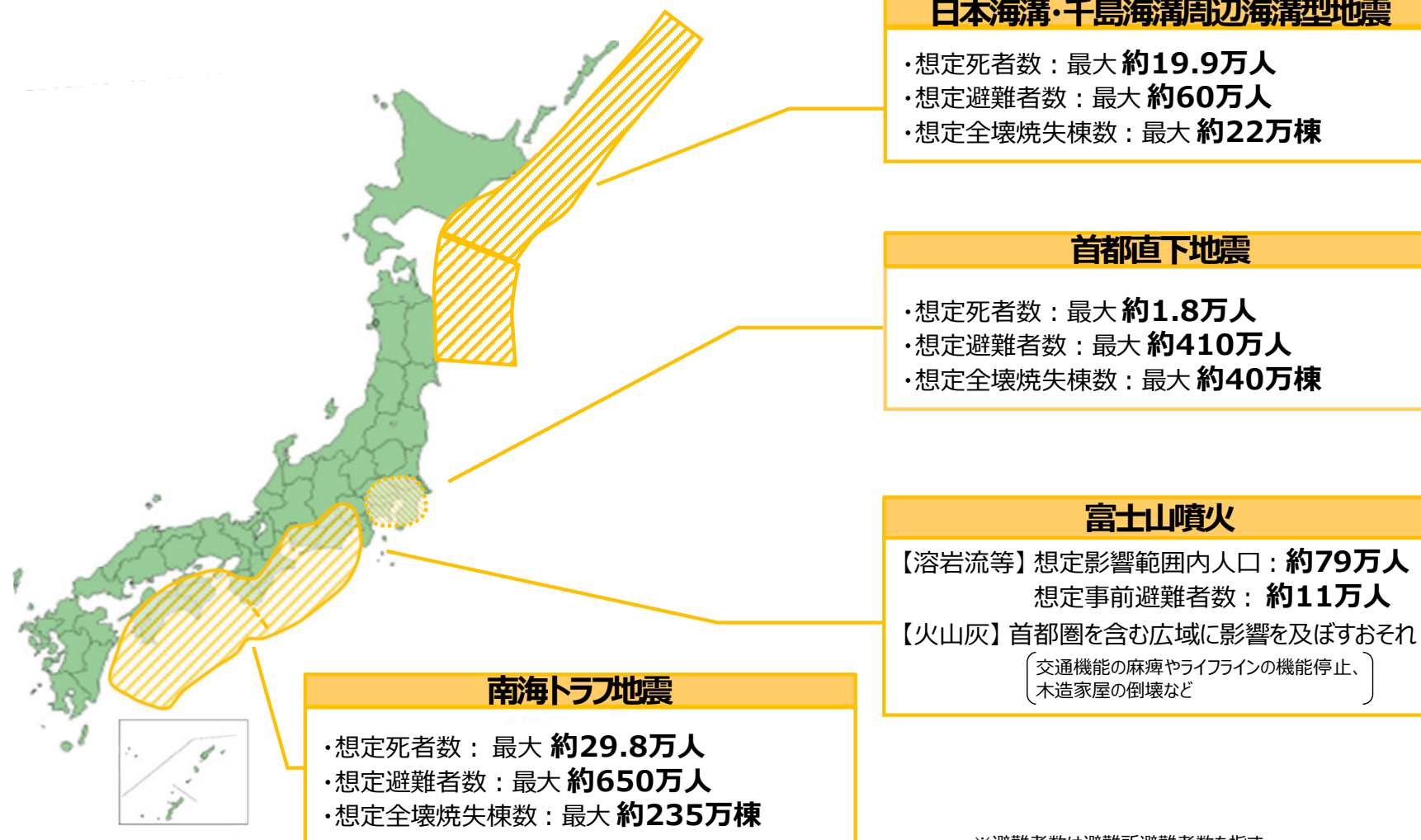
※「大規模地震・津波応急対策対処方針（中央防災会議 幹事会決定）」に記載。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震または南海トラフ地震が発生時における現地対策本部の設置場所は、原則として、上記の個所とされており、うち1箇所又は複数箇所に設置することを想定。

防災局の業務に関する方向性・論点

防災局の主眼とする大規模災害

- 「防災立国の推進に向けた基本方針」においては、当面、発生が切迫している「**日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震**」及び「**南海トラフ地震**」に対し、**事前防災の推進・大規模災害発生時における迅速な被災地支援体制の構築**等の観点から、防災局の設置に向けた具体的検討を行うこととされている。



※避難者数は避難所避難者数を指す

防災局に関する検討の前提

【前提】

- 防災局は、当面、日本海溝・千島海溝海溝型地震及び南海トラフ地震への対応のための取組を推進する観点から検討。
- 防災局の役割は、防災庁本庁の役割と同様に、地方における司令塔役。
- 防災庁の人員は352名であり、防災局の体制を各省庁の地方支分部局のような組織・規模とすることは容易ではなく、一定の現実的な制約も踏まえつつ、担うべき業務や役割の議論が必要。
- 他方で、各所からの防災局への期待は大きいものと認識しており、併せて、中長期的なあるべき姿・業務という観点もご議論いただくことも重要。
- そのため、**防災局の設置に際し果たすべき役割の検討と、そのうえで中長期的な課題としての整理が必要**。

令和8年内

防災庁 本庁設置

【本庁】 機構：事務次官1、統括官4、審議官2、参事官15、企画官12
定員：352名(設置時)

※これらの機構・定員ほか、併任等により防災庁の業務にあたる者もいる

【総合政策】

【災害事態対処】

【防災計画】

【地域防災】

令和10年度

防災局 設置

防災局
(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対応)

防災局
(南海トラフ地震対応)

※首都直下地震、富士山噴火については本庁で対応

防災局として担うべき平時の業務についての論点例

- 「防災立国の推進に向けた基本方針」では、当面、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、防災局の担うべき事前防災の推進として、地域レベルでの①災害リスク評価や対策の検討・実行支援や②産官学民の関係者の連携体制構築が挙げられている。

【論点の例】

- ①及び②に関して、防災局が担うべき具体的な業務はどのようなものがあるか。
- ①及び②以外に、両地震に備えるために、防災局が担うべき業務はどのようなものがあるか。
- 両地震以外も含めて、防災局が担うべき業務はあるか。
- 防災庁自ら実施する業務(避難所等)を防災局でどこまで実施すべきか。
- 自治体や他省庁の地方機関、民間等との関係において、防災局がどのような役割を担うべきか。
- 本庁との役割分担はどうあるべきか。

【防災局の業務として想定される例】

●日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、南海トラフ地震への対策

- ・大規模地震に関する災害リスク評価の伴走支援、リスク評価を踏まえた自治体の防災対策の推進
 - ・「地震防災推進計画」の策定・変更支援・取り組み状況のフォローアップ、「地震防災対策計画」の策定・変更支援
 - ・ブロック単位での自治体や関係省庁の地方支分部局、NPO等の関係機関の連携促進、ブロック協議会の設置・運営
 - ・「南海トラフ臨時情報」「三陸沖後発地震注意情報」の周知広報・活用支援
- 等

●大規模地震対策に限らない、地域における防災対策

- ・自治体の事前防災施策の推進（避難環境整備、備蓄、個別避難計画策定等の進捗確認・支援・推進）
 - ・各地域における産官学民のネットワーキング、NPO・ボランティア連携の推進
 - ・地域における普及啓発（感震ブレイカーの普及促進含む）・防災教育、自治体等の訓練の実施促進・参画
 - ・国による地方訓練・研修の実施
 - ・防災力強化総合交付金に関する対応
- 等

防災局として担うべき発災時の業務についての論点例

○ 「防災立国の推進に向けた基本方針」では、

- ①「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対する迅速な被災地支援体制の構築と
- ②政府の災害対応の業務継続性が検討の観点として挙げられている。

【論点の例】

- ①については、大規模災害発生時には現地対策本部を設置して対応している中で、
現地対策本部の活動に防災局がどのように貢献するべきか。
- 両地震以外の地震や風水害、火山災害等も含め、防災局が担うべき業務はあるか。
- ②については、本庁が被災した場合において、防災局がどのような機能を担うべきか。

【防災局の業務として想定される例】

● 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、南海トラフ地震への対策

- ・大規模地震に関する現地対策本部での対応（地方機関の設置場所の最寄りの現地本部への人員派遣・運営支援）
- ・リエゾンの派遣、現地対策本部での対応（人員派遣・運営支援）
- ・管轄区域内の被災地における復旧・復興事業の窓口

等

※両地震以外の地震や風水害、火山災害等に対し、何をどこまで実施するか。

● 本庁被災時における業務継続の例

- ・東京（防災庁本庁や東京近傍の代替拠点）が被災した場合における遠地代替拠点の整備・管理
- ・遠地代替拠点の発災時立ち上げ等の運用の平時からの検討・訓練の実施
- ・発災時の立ち上げ判断、立ち上げ実施、本庁職員受け入れ

等